

「子育て世帯への臨時特別給付金」の全額を現金で支給します!! また、マイナンバーカードの普及促進に必要な体制を整備します!!

補正予算額

(一般会計) 1,612,165千円
財源内訳 国庫支出金 : 1,612,165千円



伊丹市マスコット たみまる

補正予算(案)の概要

(1) 子育て世帯への臨時特別給付金事業

【事業費 1,604,650千円】

- 伊丹市は、コロナ禍の影響を受けている子育て世帯を支援するための「子育て世帯への臨時特別給付金」について、全額(10万円)を現金で支給します。
- 5万円を先行して支給する世帯(12/20支給分)には、追加給付として5万円を12月27日に支給します。

【支給対象者】

次のいずれかの児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者

- ① 令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童(特例給付を除く)
- ② 令和3年9月1日以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(特例給付を除く)
- ③ 令和3年9月30日時点で高校生など(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満※特例給付を除く)

【支給額】

対象となる児童1人当たり 50,000円

【申請及び支給】

- ・ 上記①の世帯のうち公務員を除く世帯(12月20日の先行給付金分)については、申請不要で12月27日に支給します。
- ・ 上記②の世帯については、児童手当認定後、順次、振込通知を送付します。
- ・ 上記①のうち公務員及び上記③の世帯については、申請書を12月23日に送付し、令和4年1月7日以降、順次、支給します。

(2) マイナポイント事業

【事業費 7,515千円】

- 国によるマイナンバーカードの普及促進と消費活性化策「マイナポイント第2弾」について、市による相談・申し込み支援窓口を令和4年1月4日より開設します。

【事業概要(マイナポイント第2弾)】

- ① マイナンバーカードの新規取得者に最大5,000円相当のポイントを付与
(マイナンバーカードの既取得者のうち、現行マイナポイントの未申込者を含む)
- ② 健康保険証としての利用登録を行った方に7,500円相当のポイントを付与
(既登録者及び利用申込みを行った方を含む)
- ③ 公金受取口座の登録を行った方に7,500円相当のポイントを付与
※①はプレミアム方式(ポイント付与率25%)、②・③は直接付与方式

【ポイント申込・付与開始時期】

- ① 令和4年1月1日予定
- ②・③ 開始時期・申し込み方法等詳細未定



<財源内訳>

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳		
		国・県支出金	地方債	その他・一般財源
(1) 子育て世帯への臨時特別給付金事業	1,604,650	1,604,650	0	0
(2) マイナポイント事業	7,515	7,515	0	0
合計	1,612,165	1,612,165	0	0